

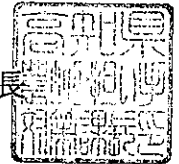


26高農担第465号

平成26年10月3日

高知県行政書士会長 様

高知県農業振興部農地・担い手対策課長



四国電力株式会社の再生可能エネルギー発電設備に対する契約
申込みの取扱いに関する農地転用許可事務の取り扱いについて

日頃は農地行政の適正な運用にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、上のことにつきまして、平成26年9月30日付けで四国電力株式会社より再生可能エネルギー発電設備に対する契約申込みの取扱いについて発表がありました（参考URL http://www.yonden.co.jp/press/re1409/1186924_2061.html）。

この発表内容を受けて、再生可能エネルギー発電設備を転用目的とした農地転用許可事務にあたっては、四国電力株式会社が接続可否の回答を保留する当面の間は、下記の取扱いによることとしますので、ご留意ください。

また、ご不明な点につきましては、末尾の連絡先までご連絡ください。

記

1 農用地利用計画変更に係る除外について

従来通り、四国電力株式会社との協議ができているかの確認をさせていただき、協議の結果、問題がないということが確認できれば除外は可能とします。ただし、転用申請時には次の2の取扱いによることとなりますので、除外申出者にご説明願います。

2 農地転用申請について

(1) 10kw未満の発電設備の場合

従来どおりの取扱いとします。

(2) 10kw以上の発電設備の場合

ア 平成26年9月30日以前の日付の受給契約申込書の写しが提出された場合
従来どおりの取扱いとします。

イ 平成26年10月1日以降の日付の受給契約申込書の写しが提出された場合
接続可否の回答を要します。接続可否の回答がない段階で、申請がされた場合は農業会議への諮問はできず、未諮問保留となります。

※記の2(1)及び(2)でいう「従来どおりの取扱い」とは設備認定通知書及び四国電力の受付のされた受給契約申込書の写しの提出をいいます。

※高圧(50kw以上)の発電設備の場合、四国電力株式会社への手続きの流れとして、①事前相談、②接続検討、③契約申し込みと3つの段階があります。②の接続検討結果の回答があったとしても、③の段階での接続可否の回答がなければ、農業会議への諮問はできず、未諮問保留となります。

※接続可否の回答の確認は、申請者自身が行い、回答確認の連絡をもって当課担当者が四国電力株式会社に確認をします。回答確認待ちで未諮問となっていた案件については、当課担当者が確認できれば農業会議へ諮問することができます。

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部 農地・担い手対策課

農地調整担当

E-mail 160101@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL 088-821-4515

FAX 088-821-4519